

〔インターネットバンキング専用定期預金〕

1. 商品名	・インターネットバンキング専用定期預金【旧商品名：(注)インターネット支店専用定期預金】 (注)「インターネット支店専用定期預金」は、令和2年8月3日より商品名を「インターネットバンキング専用定期預金」に変更（商品内容の変更はありません）いたしました。商品内容については、販売対象の変更以外に変更点はありません。名称変更日以降は、新商品名にて読み替えをお願いします。
2. 販売対象	・個人インターネットバンキングをご契約されているお客様
3. 期間	・定型方式・・・1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年 ・満期日は預入当日となります。 ・自動継続(元金継続または元利継続のいずれか)のお取扱いとなります。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の当金庫所定の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率を適用します。 (2) 利払方法 ・元金継続型の場合は、利息振替口座に登録されたご本人様名義の普通預金口座(しずしんインターネット支店の場合はインターネット支店専用普通預金口座)へ満期日に一括して支払います。 ・元利継続型の場合は、満期日に元金に組入れて継続させていただきます。 (3) 計算方法 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ・少額貯蓄非課税制度(マル優)のお取扱いはできません。 ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 金利情報の 入手方法	・適用金利につきましては当金庫ホームページ (https://www.shizuokayaizu-shinkin.co.jp/)ならびにしずしんインターネット支店ホームページ (https://www.shizuokayaizu-shinkin.co.jp/shizunet/)にてご確認ください。
9. 中途解約時の 取扱	・満期日前に解約する場合は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨)によって計算し、この預金とともに支払います。 6ヵ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金(注)の利率 6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50% (注)普通預金とは、しずしんインターネット支店を除く当金庫本支店で取扱う普通預金をいいます。
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引店(しずしんインターネット支店を含む)またはリスク統括部フリーダイヤル(9:00～17:00、電話:0120-001-772)にお申し出ください。 <紛争解決措置> 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫公式ホームページに掲載の「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。 (https://www.shizuokayaizu-shinkin.co.jp/comfort/kujyou/) なお、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
11. その他参考 となる事項	・本定期預金は個人インターネットバンキングにて取扱う専用商品であり、当金庫本支店の窓口およびATMでのお取引はできません。 ・本定期預金の申込みにあたっては個人インターネットバンキングのご契約が必要です。 ・通帳・証書の発行はいたしません。 ・総合口座でのお取引ならびに担保預金としてのお取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) ・その他ご不明な点につきましては、お取引店(しずしんインターネット支店を含む)までお問い合わせください。